源氏物語絵詞

二

校正譯注源氏物語餘釋二之巻目録

若紫巻

わらはやみ 一丁オ
よもぎのもと
そこなはれたるもの
あぜちの大納言 二丁オ
海のよるみも
うぢんがえ
どく 三丁オ
さんらく
ひちかさき 三丁ウ
きん 四丁オ
まれびとのはなのえん
おしつつみ
くるまもとめ 四丁ウ
あしたの浦
きものまぎれ 五丁ウ
あづまをすぐれて

末摘花巻

小山ふなんあふうし寺といふ所ふ
近国の中ほとをたてる 一丁ウ
なさけあれ人よなりあらば
おもかふあるうのうまれあらば
はこ〜もぞれて 二丁ウ
ゆく山のえ
こんぐうじのぜ
とよくにの寺
さくのふえ
山のをもおぐろし
いのちなり
ほうかん婦
わぐし 五丁オ
ゆあぐうけえ
さくらもせ
ちりてうたてうてえ 六丁オ

呂新大納　七丁オ
ひとものみと
あり行人雪しる人をあれ
ふるさま　八丁ウ
さくらちる　九丁オ
くるいてくるる
ちらきぬの　九丁ウ
さたうふ掃部しるしてさしる新つき　十丁ウ
内侍所
うたたねかたきぬ
ふるぎ北かたきぬ
いもしるしるしるしる
今やうのうたまくらやなうふめたるこころ　十二丁ウ
うしうしうしう

花宴巻

南殿のさくらの宴 卅丁オ

やまぶきもさかりなれど

柳花苑 卅一丁ウ

きさらぎたちかへるころ

とのへさせたまへるけしき

弓のけち

女こそこころをぶる

神にぞとりあへず

いとうれしきものゝ

うんみん陪りて 卅一丁オ

春花賞さへづるうぐひす

ゝゝじもえやらぬ

たゝ一の扇をさゝのえうた 卅二丁オ

そゝうるゝ

後の宮 卅二丁ウ

桜のかゝれるのはるゝ

扇をとゝのへて

校正譯注源氏物語餘釋二之巻

萩原廣道纂注

○若紫巻餘釋

わらはやまい

二丁 餘 續博物志巻十云瘧鬼小不能病巨人故曰壯士不病瘧晉オ人云君子不病瘧蜀人以疫瘧為奴婢瘧 秦漢故事云昌意子七歳七月七日死後為豆鬼著人為瘧病故為童病 宇治拾遺十二むかし閑院大臣殿冬嗣三位中将とゝ申しける時日ごろ瘧病をなやみ給ひけるが祈名とゝ申す聖実といふ持経者あん寺病よく祈りおとしてけりとゝ申すとゝ申人ゝ多くまゐりこの持経者のもとにあつまりけるとゝ 釈 日ごろはやまいといふ名のよりて旧説に瘧の字はもとゝ記されたるハ俗字ふるくはやまだれ加持をさせんとあるよりこのひびやぐり行なひてこそとゝ

げに寺といふ所ぞ

月 釈 に海ゝこのわかゝ山ふるゝびくにとゝいふ分所ゝ引ゝつゝを指きふことゝ〳〵く考へうされどもゝゝて用ゐれゝ

ゝ寺ハ鞍馬寺ゝとゝく鞍馬ちの縁起あゝと挙られるもたふ不用の注なきバ今ゝとゝ

寺ゝ〳〵ゝゝうのゝ

のゝゝゝくゝゝ

よのひゝがめ

四丁 新 在弁よすゝきくひゝがめとゝ

ウ なりさまゝゝ出入をひゝがめとゝ

○若紫余尺

ハ[illegible]ことハ源家の[illegible]子ありて[illegible]を時の他姓ハ執政の[illegible]
やうなるをとこをしく[illegible]ひく時よへつ[illegible]ハ内のまゝらひ[illegible]で中務をすて[illegible]國
守とハ[illegible]しなんその上[illegible]のよつ[illegible]を[illegible]くいで[illegible]
とふるぞ且いきひ[illegible]ハなるべきよ[illegible]
なりてむすめをうづきたて[illegible]末のまぐせまろをんあづの[illegible]
[illegible]ごとあまでぐふこのかぐ[illegible]世ハさ[illegible]

近衛の中将をすて〜

月 河 藤原実方朝臣長徳三年正月十三日辞左中将任陸奥守即日還昇此外例可勘 細 上畧まさ山

蔭の中納言中将を辞して備前守に任じて國にくだりしかば[illegible]
[illegible] 拾 佐理卿の大貳に任ぜられ[illegible]

ゆきゐるべくもあらず

六丁 細 良清が母の族姓をいふ[illegible]松風をふ此族姓の
オ 半月[illegible] 弄 系図にハ[illegible]但松風をふ

大井の[illegible]兼明親王の[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
月 河 後[illegible]の國司[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

なさけあるひと[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

ふる雨ゆも水ぬまりてこと〻く 新 滝の流るゝハ落ハるすゝゐを多ふ風さへふけバ流れ
ゆ滝ゝく落てを見といふべし 細 雨よ滝の水ハ山中一夜雨樹杪百重泉多どいめ
ゞ〻〻 河 古今巻二滝つせの中ゆもよどハありてゆ風などゝぶ波のふちせともるゝ 餘 山中
一夜雨云々これハ王維ゞ作して送東川李使君と歌をる詩中の二句〻 釈 ゆのまゝ出て右の
説ども助けていとゞ滝の流れも打てさゝるゆふ落ゆく滝のなるゆ
ゆるゝといひてゆべ〻 拾 ゆ流ゆ水ハ滝補きの説ゝゝゝ

ちぐさ

十六丁 オ 王 源氏ゆ〻く岩間をくゞりて出たるべ〻ゆ出たるゆ
あるよりてゆるゆ水ゆ〻ゆ〻ゆ〻

圖 大和高市郡にあり三代実録巻四十三宗岳朝臣木村等言建興寺者是先祖大臣宗我稲目宿禰之所建也云々彼寺推古天皇之舊宮也元號豊浦故為寺名云云

釈 北畠宰相ノ俗馬柴傳の入後に云豊浦寺のゝ行裏抄を考ふに云元興寺ハ花を村の西南久米寺へ行方に在豊等村内也昔ハ四方に四門ヲ建テ四ノ額ヲ掛タリ扁曰東門ニハ飛鳥寺西門ニハ葛城寺一本に法興寺と云ふ南門ニハ元興寺北門ニハ法満寺ト云境内方北二町余最坊舎数十宇有シト也今ハ僅ニ二間三間ノ瓦葺ノ御堂ニ御丈一丈釈迦佛ノ銅像一体皆ノ餘波ニ残リ云々豊浦寺ト云是也」と云々又大和巡路記に寺の記録に引て右の説ふいへ也彼ハ此ハ東門ハ飛鳥ふ向ひ云々ふ飛鳥寺といひ西門ハ葛城に向ひ云々ふ葛城寺といひ〜あるべし推古時葛城をふいまゞ寺あゝぐらゝまで彼ハあちの寺号ハ中ふ浦ハ中の大宮の号ハ葛城ハ地名あらゝゝなるよりの四天王寺を経波寺とひ〜やうよりゝ此二寺を以て呼〜あんり〜ハ彼と元ハ別に葛城寺といひぐゝよハあ〜ハ今ハ中ふ彼ハ彼ハ葛城井の在方角を此寺ハ前通りてかし〜西の方よあらゝ〜ハ此詞をくてあるゆて二ケ寺のいひひとゝあ〜ハ云〜別葛城寺のあをあゝやを同ゝ中浦の寺ハ西ふゝやとゝ中ふなりゝ文をゝのゝるも葛城寺ハゝをゝ井といひちゝへるまゝふ中多ハのゝくゝよハかるあれハかもてもひゝのゝあ〜し」とゝり此説さもあ〜ん中ふ法興のあるまゝハあゝよゝゝゝゝゝなゝ師を考へ今をゝ中ふゝゝん

ひちりき 日 河 笙説文曰笙十三簧象鳳之身吳曰列管以象鳳翼也或云鴛鴦音尔雅曰夫笙謂之簧郭璞曰列管匏中施簧管端列仙傳曰王子喬好吹笙作鳳鳴鴛鴦類故通言之李嬌笙詩曰形寫鴛鴦翼声随舞鳳哀也琴操曰長三尺六寸六分象三百六十旦前廣後狹象尊卑上圓下方象天地五絃象五行

釈 河海抄此説ハ五節のゝあり又白虎通ハ琴者禁也禁邪氣以正人心也と云々ふ引く説ハ云々ハ中ふ此の時ふ中ふ中ふ中

[illegible]

[illegible]

[illegible]

按 者の立ちもとゝ[illegible]ふりゆくさゝなみの[illegible]万葉十一姉ヶ門行るゝ[illegible]く草結ぶ風吹
[illegible]ふあそん日まで[illegible]仮[illegible]乐の[illegible]もこれより出るべし 釈 この伝[illegible]者の立ちもとゝ[illegible]
まうふかゆさうとあるハ[illegible]べし[illegible]者のまゝ[illegible]
あとゆたすぐ[illegible]とのゝ[illegible]る和琴
[illegible]ん[illegible]ゝやゆ[illegible]ゆ[illegible]者のまゝ[illegible]ふ立かゝる[illegible]ん[illegible]やゝ[illegible]ゆ[illegible]
[illegible]れて[illegible]者れ[illegible]ふ[illegible]れて[illegible]丹葉 [illegible]田ふきわれまゝ[illegible]ハ[illegible]
人の[illegible]
[illegible]

さゝらしもぞ

日 餘 後撰 [illegible]ゝ[illegible]ぞ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

さらに左ふあぐ[返]とて出る中の伊ごも考へられる中ふくゝ[illegible]文も出るを既ふ女文を脱せさ
[illegible]返ふ出をとゝてゝりゝ[illegible]ばいとくちをゝくてゝくよ抱ゝつ。[illegible]
物てゝくゝとあるくゝありくゝもまるるあど[源氏君]ゝ[illegible]とよくもあるるあよすむ人くふゝひおゝて
るのハあゝどゝり[裏ウラ]との[地]さんバゝ文くゝ[地]さくゝうぬ生ぐおゝ[令ゝ]せゝりバゝありぬゝふてハあめきさく
この説いとよゝゝくゝ[illegible]ばゝ[illegible]ゝさきバゝくゝこの称ふれるゝにくすくゝゝうてとゝあゝゝ源氏
君ハ詞ゝくゝくゝといくゝも後年ふゝくゝれをゝくゝ後くとゝいくゝも後ふゝくゝれをゝくゝ中ふ
詞ゝくゝくゝ後くと
くゝといくゝくゝ

○末摘花巻餘釋

兵部大輔 三丁 ウ

国此人とゝむどゝりくゝこのゝいひくいづまこの子くゝもゝくゝまゝどゝゝゝ後くゝ
ちくゝちくゝぐゝまゝゝくゝぐゝ今ゝくゝ考ふゝくゝにくゝまゝも常陸親王の出ゝ
ふく末摘ふ君ハ出せゝくゝとゝのめくゝゝくゝくゝ[illegible]ゝゝ君ハむすゝの命婦ゝくゝをゝいふ父君の許を里
ゝてゝといひくゝゝ下に父の左補ハ君ハゝくゝふゝゝで位ゝくゝくゝくゝふゝくゝくゝといくゝくゝハ末摘ふとゝ出兄弟ハ[illegible]ゝ
同じくゝゝゝゝも位ゝくゝくゝゝゝ[illegible]ゝ出兄弟ゝゝゝくゝくゝく

記されたるも其中一箇の文法なるもあるべし

父君のもとをさとふく

同 孟 末梅の父君と 拾 今梅光侯語る

上ふいと兵部大輔あり兵部上ちゝぬをとハ光上ぶ末梅のもとをいとぬきやうなり又学院のごとくあるべき方学院をとなるべきやうなり又とぶ部屋をとり 新 下ふ父の大輔ぶ君ハ和ぶぞ作りたるこゝふとゝぬぐでうとひろる今婦ハまゝ母のあるとりハなどいつをゝ侯浮りてさ侯ゝ〳〵どよふい先一日ゝとりいひく次ふ委〳〵ゝ〳〵ぶと文例出てその住もつゝぬあぐハこゝふハかゝもゝで只父の大輔ぶ方をはゝるべき侯りをもてそんゝゝなるなり実ふ王家統あゝ侯と見てて下ゝもも大輔の君とあゝゝまゝハこゝふ父君とりなる

ひゝちゝみこ

同 新 親王光大守ふ任ぜゝるゝハ類聚三代格第五云天長三年九月六日官符云應任親王國守事上

総國常陸國上野國云々この後親王ぶ任ぜゝるゝハ或ハ引おくまゝあぐゝて考ゝるゝ 花 光孝天皇承和五年正月任常陸大守其後貞純親王代明親王元長親王等任ぜゝる 明 考 續日本紀第五義和五年正月庚申朔壬申四品忠良親王為常陸大守従五位下藤原朝臣貞公為次 釈 この常陸國の大守ふ任ぜゝるゝ〳〵親王を常陸の皇子とも宮とゝもゝるゝ

いま一ゝちゝや

三丁 拾 細流の説ハ我仕ぶもあるゝ

オ

ゝゝ侯ゝ〳〵ハいとぬきふあゝ侯ゝ侯ゝ侯をあるゝ侯ゝ侯ゝ侯

前後ハ一翁ノ云ハ伴雄ガ号ナリ

ふくま　十五丁　釈　枕冊子　オ　くちを

ふくまの下よりの月のはさまじのぐとさしふかれたるこそ又抽屋などのひんがしの方さしたる二間ふかきつゝひいたらひしきばきいぶかしうもてなしたるこそ　とゝ又抽屋などのひんがしの方さしたる二間ふかきつゝ　天の下の代よりの代といのるこそよけれ　禁秘御抄云二間　敷畳二帖　北間向妻戸敷阿闍梨座半畳南間如御講之時懸御本尊寄障子也　真俗交談記云二間御鏡毎月十一日辰一点奉拝之給嵯峨天皇御記云毎月朔朝御代鏡奉拭之伯督所役也著浄衣用覆面正月朔無其事除夜勤仕也日中行事ノ法深秘ノ法ノ南の方へ回間ごとに行ふ二間のまへ地ぶくさゝの深ようけうとうとうとあるどこゆ一翁云二間ハよろづさふの方ハ必もつふすく宅神をかゝり或ハ仏像をもうけおくこそあれ　内裏ハ仁寿殿清涼殿ハ仁寿殿清涼殿ハ仏像をもうけ侍ふ　仏像をもうけ侍ふ　二間本尊二間供ふ　諸記録ハ仏像をもうけ侍ふ　二間本尊二間供ふ　の鋪設ふ　二間ハ末摘の里亭の廂の中ハ清涼の廂ハ清涼の廂ハ清涼の廂

て物ふすべしうゐうを秘蔵して尋常ふ不用之故是秘色うぢぐのあるをひてくのつさ今案秘
暦五年六月九日御膳沈香折敷四枚瓶用秘色うぢぐのあるをひてくのつさ今案秘
色ハあをさ茶椀のうぐひをえし 拾五雜組云陶器柴窯宋古世傳柴世宗時燒造所
司請其色御批云雨過青天雲破處這般顏色做將来然唐時已有秘色陸亀蒙詩
九天風露越窯開奪得千峯秘色来

ちろたきぬの

同 釈 ちろたのふ神やうのあをいへるなるべ
さうでハ神事座ふのあふハ白衣とか俗
とたてる事ハあるれどもこゝハ事系あるあふふ神の事ハ
などのをうぬをとかとかとか

女のハ下ふるるのあるを西〜〜ハ志多毛といひ俗よハもびび〜ともいひべ〜この物男ハ用ると女ハ用ると一字両訓くまぐのべうびびうしこの二氏ハ伝ふるてこの物ハ古ふるべ〜タ新式ふ能教の法をもく岸〜ふるハあるそうあるとあふ西び伝ふるく

さしぐふ掃部〜〜〜

なかくれて
でゝたれ

なごりのあらくさうちた

同 弄 細 些の白れくろこさるあり
義 ゆ同るて紅のうハぎ〳〵みるとゆ

ハべゆの文ぬけくるときるべ〳〵 花 きぬの次第ふきぬの上ようぎその上ふふうちさあり
寸法ハ次第ふをあ〳〵ふ 義 御〳〵バ未梅のうハぎハふるたの裘と些よる紅のうちたと忘
まみとんたべさた 釈 右の詩ハ紅梅ハ花ども いとくまだ〳〵ハ ゆ〳〵るこのうふうハぶ
らくるとあるハ淺紅の年をへく上の白く成るしさて一ら梅とあるこバこれハきぬのす
とゆそくゆあどうなうくろさうちたるきもてとある八些の年をへくまくあるうる袿を
きぬの上ふかねてめ〳〵るくさてうぶぎよハふるきれうくきぬとあれバ些八又その上ふ忘れ
へくあるべ〳〵花ちふふうちたとあるこでふうちたハ必ふうちさとこるる俗あるこバこれハ〳〵ぐ
袿あ〳〵ぎ〳〵されバうあ世説ハうのミゞとしてようかさゆて上ふ及びくる次第とふたてうふ
さて又あどうあうくろさとあるハり〳〵くハ紅ゆもあ〳〵紀も年をふれバ些むゆのされど
ゆ〳〵るこの上よ又ゆあ〳〵れるをまゆりん〳〵こいうぐあるやうなるこバ些八些とゆ世説ふ世よ

べくやあん

ふるきれかそきぬ

同 河 杜詩云季子黒貂弊得無妻嫂欺 注云蘇季子未用黒貂裘弊又出遊数歳大困而帰兄
第嫂妻皆却笑之 奉送魏六丈佑少府之交廣 千家廿二
天寒奈九秋 月詩 詩の心美家の彼ふうあり 西宮記曰臨時祭舞人帰路着黒貂皮衣
也 拾遺集云冲文 安子 ふるきれうそきぬをも光サ将入ると桜川ようすゝ行くふたらもくる
文ちるこど山ハさむ〳〵とゆるこバうのうそきぬハ風をふせぐんゆ〳〵 山風もぬをだとうつるハ
衣うれちるさあるくゆ神ハめるこつ〳〵 六帖五どうゆ〳〵ゆけや皮衣扇さふうだ山ゆもむ人
花 江次第云昔蕃客参入時重明親王乗鴨毛車着黒貂裘八重見物此間蕃客繞

以件裘一領持来為重物見八重大慙云々 新 多武峯少将物語ふ中文くるみいろた
沙ひ〳〵れくちゆ〳〵深のうちたしくさゆ〳〵ふるきれ皮のはそまわびのさしあさあそゆの袴
ちるゆのふるゆ文ちるこど山ハさ〳〵とゆるこバこのうそきぬそ風をふせぐん 義 拾 山ちふ
引まくゆ拾遺集ふハ〳〵 餘 考ふ貂ハ説文鼠属大而黄黒尓雅翼貂実鼠類故字亦
作鼮 史記貨殖傳 狐鼮裘千皮とあり 花びくさの上ふ六尺だうのふるた
のうくきぬあやのう〳〵付くるるまてつみふませゆふとるこ造小町子壮衰書よ
貂裘濯紺藍而色濃也とんくくう 釈 山川正宣云凌雲集ふ御製吏部侍郎野美聞
使邊賜帽裘 歳晩嚴冬寒最切忠臣為國向邊城貂裘暖帽宜羇旅特賜卿之万
里行 小野岑守遠使邊城 王事古来称无盬長途馬上豈云闌中畧 唯餘敕賜裘
與帽雪犯風霜不加寒 美関八即小野岑守ゆ妹子を因高葛野を賀能の影ふく
蕃客意梅の称呼を用ゆ文くとゆ御製八遠城天皇のこ
どのれ貂裘のゆ帯籍ふハいとゆうゆまでさゆ八とて俗のゆ〳〵

ちかうれぬで

北丁 花 体無温 オ あるこておいとあぶ〳〵消ふ〳〵成とゆ〳〵つくくもあ〳〵こくかこへ
かけてくるべきこう〳〵 餘 此説ちんさくふるこ〳〵ハるゆたこ女と篠と篠たるひて 幼者形
不敬老者体無温といくる句をそひ世ゆひくぐゆるこさてその拾句ふ入梟中辛とゆる
句のあるこバゆと未梅の彩をゆひ世されて笑ひゆくるこ宵ふ来うゆる附ゆとあぶ〳〵れ
消ふくるをさんつきとゆたこ世ゆ説ふ詩を引いぐ〳〵のゆふぐさ拾ハゆとふ烟火とハゆ
火の手ふハあ〳〵めをもひく
説をたくゆまくゆうくく

いとも加〳〵たりくさとハ

北二丁 河 そゆるゆをくぐう
ウ ぐ〳〵てさ〳〵もふひ

わらきあのハうる

さるたぐひとかのかぎりあるべきばかれをくりてかうとうけざるべ
沼ゝて後ハ河海抄の一ぢをもうるべきばかり文をもうるべきと引出くなめどもく沼ゝ多くうの抄出をも
うしとある本ハ字ゝ違ふべきもあるゝさまばかりの河海を
頭出をも奉べうゝをもとゝ抑とゝて違ふれば奉べきふ沼ゝて

釈 本文の所出ハ長恨歌の
今やうるのえちゆる
サ三丁 花 本ハ抽居云
ウ 袖ハ内親王紅

さてやうゝくはやなうふるあれとゝるあれ
梅十二をもうゝるを内の御つぼねとて中納言ハ局ゝ
やうゝやとやうゝうはかはゝ拾遺ゝ
今集ゝ梅のゝきをいかゝきとへばこれおもあゝぬ
はれいでゝきゝるゝあるまばかやうゝとハいへり大略ゆうゝと同じさゝえゆるばまゝくと
いかハ紅のこれゝふようゝまばゝ禁ゝふようゝるまよりてえゆるすまゝ紅とハいへり
河 独色今様ゝ花紅なゝ也 見延喜式 御ゝばゆゝゝゝとゝ同抽紅ハあゝべてハゆゝゝとゝひ紅ハ
訓ゝゝ時ハ今様ゝといかゝえゆるばまゝくとハゆゝゝゝまる紅ゝ
細 眠 花ハ紅ゝうゝまばきぬのゝゝ

釈 右の所説どもすべていづれまづ今やうゝとは
俗ゝゝ當世色といそんゝどゝくゝのゝをかゝゝ流行もてる色のゝゝて禁ゝの年ふハさゝふ
ゝ紅ゝさまばかれちふ岩ばいでまゝるゝるゝ年ふハゝゝとあゝハゝゝし紅ゝを
濃紅ゝも紅梅ゝもあゝぬちゝゝの赤ゝをいかやうふのゝゝハゝゝゝ梅本考ゝゝきゝく
見ゆゝふびゝのばゝども美ゝちふゝ今やゝゝゝとあゝどき行ひゝゝくゝもあまばかやゝゝゝとハ
かふゝゝ赤ゝゝようゝゝゝふハあゝで其ゝゝゝゝる一義説
のごゝくなゝべゝさまゝどゝくハ紅の今様ゝあゝゝゝゝゝゝの流行ゝゝとハ流ゝゝの名文あゝふゝくあゝきゝゝゝ

御ゝばゝ梅ふゝあゝぬ浅深の紅ゝあゝゝゝあゝべゝゝ河海の説ハまゝゝゝハゝくさゝふゆゝゝ紅ゝゝゝゝ
中ふ独ゝゝと同ゝ抑ふ沼ゝゝゝゝゝハひゝゝゝゝゝゝゝゝを禁ゝゝのゝゝふゝひゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ

（釈）右の説くいとくもろ〳〵ふるめれどもといふまでをきぬのうとんてれるハ上ゆもいへるごとく語脈切まぢして文をあ〳〵ゲしきあ〳〵ハ必こゝふきぬといふべきあく古めき〳〵る歌衣のとづ紀さまハ歌衣ゐること歌ふべ〳〵むてさて「ゐ〳〵うへひて〳〵こゆやうふるといふて低沼の注よおろぶ面あどのこまやうるやたるゆ乳とある説いよりしるの手とてハあまやられるとうの何竹ゲしさるつやあく古めゲくたるゆをいうてゥこ屋やあうとハいもんよく〳〵考ふべ〳〵或説よハまろ縹歌衣まろ格皮の直衣あと甘衣東抄どもふんえ〳〵ハうらゆもてひて〳〵紀るこの歌衣と中ゆまてだてれ〳〵ゆ〳〵むといへまでとさてえこうの文脈みだれてこまやうゐるといふ詞行を出〳〵ようとも竹て〳〵ゆ〳〵ハあ〳〵じさていとなゆく〳〵うゲ出ゲ〳〵だて〳〵るとあるて縫ぶまのつまゐつまく〳〵のちゲけあ紀をふと因伝ふいへるべよりゲ出ゲ

世四丁（釈）此歌の何ゐてかの歌藤ゆよりまゐ〳〵きらまてる歌衣ハ紅の濃き入こやうゐてもう才　まて〳〵り一花とハいゐゐも濃く濃るをいふゐ〳〵べ〳〵壬二集ゆ初花のひとゆすゆの

くれあゆれ一もれごろも

世五丁 餘 禁秘抄云三間北間朝餉方 才 敷黄端畳東倚子其南

女房簡入袋辛櫂朱塗也 臺盤上ニ有御膳棚二階擔火櫂一圍碁 弾碁等同殿上中間臺盤東黒漆厨子上置菓子等其南立馬形障子鬼間方奥一間ヲ出テ也畳中并南間紫端長押下二間是渡廊ヲ竜ムル也南有布障子二間北遣戸一間鄙一間常不上二間際程副北立馬形障子西立布障子其外吳切簾一間懸遣戸御簾二間也抑臺盤所東北障子到鬼間和繪也

世ゆらめの花 日

（釈）伴信友翁多〳〵良女考一篇あり〳〵と委〳〵く論ゆまてこゝ竹要を抜くいさてゆ

こゝふさるゆ枝を手をとんるべ〳〵○玉小櫛ゆ件のさぐうめの花とあるを論ひくこゝゆらめふるゆ〳〵と後まてゐるハまてふさるてこさまでゆ字鏡ふ太々良女式ふ多〳〵良比賣とゝゆ後世のまゐゆもよゆてらべといへ和いゐるゐ抜ゆも注さるゆ比おのまそれ抜ゆさゆをゆ〳〵ゆまゆバさゆゆ考るふまゆゆのさゆらめのゆれるゆのゆ〳〵くゆ〳〵ひゆゆ〳〵ハ政事要畧六十七ゆ蔡さゆ衛門府風俗奇ゆ云こと紀てゐるゆゆて其ゆを分ひゆゆ〳〵ゆ下の分ハゆめ末抜ゆの鼻ゆ赤紀ふをゆゆ〳〵ゐゆゆ紀まて下文ゆもゆゆゆゆ人ゆ紀ゆれバ多〳〵良女の花ハ紅色ゆ〳〵事慈〳〵ゆ〳〵中畧さハいゆ〳〵ゆてゆの多〳〵良女いゐゐゐゐゐゆよゆと紀ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ集の古本ゆ字をゐるに田畦のゆ〳〵紀形ふ歌四十五首を廻ゆ〳〵ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ

ゑどハ世の始りなれるゆゑ冷泉院の御時焼さうとゝ紀をるゝこゝろ也又色葉字類抄
ゑ鑪を夕ゝラとゝあり鑪ハ爐と同字ゝ字書ゑ火牀也と注きりさてゝゝらの熾のるゝゑゝゝと
おりそるゝとの撥鍊なあるゝを火色といひあまゝるるもいさゝかゝゝちゝ焚ハ必ゑの
うるハりくやゝゝゝふゝりて書ゝもゝつゝ此ゝせあて試よいゝの一さるゝとうちまゝるせゝく
紅梅の一名ゑゝゝゝゝに呼ゝゝゝもゝりて出ゝゝらゝめゝといひ又ゝゝゝゝ急ゝゝてゝゝもなりし
あゝゝゝ・そゝて云新撰字鏡ゑ草所中友長也衆也姓也綏也聚也多ゝ良女ゝゝゝゝゝゝ
ゝゝふあげゝゝゝゝゝゝ

鑪のうとうとして熾のうとうとせうとせうとしいとうれる試の伝もいとゞしより如梅の香といふよ俗
いちゞ燻梅の畧語なるもあるんら擽ぶらうてあるれバかくもいとゞくらゞやされどなく
決めぐ〜ふく〜
人ゝ向宝ゝむべくるん

みうさの山れをゝめ祝バすて〜

日 釈 東遊求子の歌ゝ云
千者也布留賀茂能
也之呂乃比女古末川與呂川與不止毛以呂者可者良之ゝ〜河海ゝ云春日社ゝて
八三笠の山とうゝゝとあるハ空義の社を三笠の山とめてうゝゝゝといふすまるべ〜これ当よりの傳へ
ゝやおゝつゝれ〜等ゝ古本ゝ東遊求子歌ゝ裏書ゝ立撥歌・春日歌・倭歌・柏木歌・といふゝて
その春日歌の下ゝ東遊之後多唱件歌故以附出とゝ云須ゝ加美乃末須加須
加乃波良ニ多津也々乎止女多津也々乎止女也乎止女波和加也乎止女波和加也乎止女曽
也乎止女加美乃也乎止女とゝゝゝゝ風俗八乎止女のゝふ也乎止女波和加也乎止女曽
太川夜々乎止女太川也々乎止女二段加美乃万須太加末乃波良仁太川也乎止女
太川也乎止女とある八存のまゝ引と同ゝとゝゝゝゝ浅唱へざまのいさゝゝふそまゝのゝ
なり太加末乃波良仁とある句を河海ゝ引きてるふハらのみやゝゝふとゝもゝれハ或ハ春日
まて八書日のふともうゝゝひかへゝゝゝゝて三笠の山れをゝめとハなゝまゝで右のまゝるの
系にゝゝやハ少女とある紙まゝあゝやゝゝふ源氏君の家ひゝくゝのふ
さふふ仙花のあやなゝてかゝまゝつふもゝべさゝゝ侍ゝバ衛門府の風俗ゝゝ東遊の求子れ
後ふうゝゝゝ哥を継てたゝらめのふれゝゝの如きをゝ女御を去てといふ云ゝゝれめゝうのまゝう
とゝゝゝるべきされど春日も三笠山も共ゝ伝の縁とゝゝゝハ和ゝゝ〜〜〜〜〜〜〜〜

かい祝り

日 釈 宮重一清云光色かいねりハ男女ゝゝゝて忌まる色目ゝ女ハ衣ゝ用
ウ ゐ男ハ下襲ゝ用ゝる装束諸抄のみりゝゝさ染色のゝふまゝ〜〜〜〜

神さるまゝゝゝひうゝゝゝゝゝ祝りのさゝゝ〜〜〜〜〜〜〜〜

うゝと毎き流あり云ふ八法のでふいものゝ云ふ後世皆練とも書る八暗推の字あるべし さて後の装束抄ども みな法ぐゝ いとくまく或八裏打ゝるを云とのひまさ八裏を濃ゝるを云とのひまさ八裏を濃ゝるを云とのひ又八尤を出孫四ゝ和とかいわゝいのあはさ八右の説ゝ ふく明らあり後ゝを出ゝ先の和ゝも うあゝめどあく附舎の説なりあわゝさめどゝの事も家ゝ和ていゝく和らもゝゝ和ゝに後ゝていゝも出ゝ知ゝてあやゝゝなゝくゝまゝゝ和ゝ説ども和ゝあゝゝ事八ゝゝのゝゝ八ゝあゝゝそのゝゝあぢきゝあゝゝ世の廟

あゝぬよ式ゝく

日 花 今菓見あり見よゝゝゝ八あゝも見ん人と見よのんゝめゝゝゝていゝゝ八ゝゝ和ゝへゝ

てゝゝゝゝ 細 んハいゝゝゝ後ゝゝゝりゝゝゝゝ

の會式より引青馬式を奏しまつり水鏡より弘仁二年四月七日ちぐめてまつることみえたり
ものしきとみえ紹運録遷幽天皇の御譜ハ弘仁二始覽青馬とみえたり然れども中間廢
らましかりつる歟此時再興しまつることをかく記するものく國史より始めて
載らざる仁明天皇の御世承和元年正月壬子朔戊午結御豊楽殿觀青馬宴群臣とあ
えるぞ始めてなりさてこのまつる歟覽ものハ右よりこぐくの助陽氣也文徳実録文と三引タ
ルヲ今廣道ガハブキタルナリの謂ハく江家次第白馬節の裏書ハ御馬本数九一匹禮記曰以青馬七匹
然而用二十一匹者三七之義也三陽之義之由見寛平御記まく年中行事秘抄ハ
帝王世記云高辛氏之子以正月七日恒登岡命青衣人令列青馬七匹調青陽之
氣馬者主陽青者主春尚者万物之始人主之居七者七曜之徴陽氣之温始也ふと
ものえまつる漢ハの風俗ようなるものなりさてこのまつるハ儀式の青馬儀の條に宜
命ハ常毛見留青支駒見太万周退止為旦奈毛云々弘仁内裏式和名抄ハ爾
雅注云茨騅今按茨者蘆初生也吐敢反俗云葦毛是也青白如茨色也とある毛色ハ
白馬毛付奏文ハも葦毛とかく例あるもなかのべ〜さてその青とハ葦毛ともいハ毛色を
又或ハ青鷺毛ともいつりそ〜てハ蒼鷺の羽色より似るゆゑなりもとハ今俗ハ水青といへる
ぞ當るべきそ〜かくて今の俗ハあくて葦毛といハ毛色をバ昔ハ葦花毛と称つりそ〜
葦花毛ともいつるハ青ハ白が雜アて葦葉ハ白ものの白きが散〜〜ふるふ似るゆゑもて称
〜なるべし〜さて今俗ハ青毛といつるを古ハ黒みどりといつりそ〜御覽を後の御世と
アて青馬を白馬ハ更めて覽しものハかなるもの其ハ醍醐天皇の御世延長の末つかより
の事なるべし〜さて遂ハ其青馬儀の字をも白馬と改らまつりいまの白馬奏白馬
節會ちどこまなりさまで白馬と書ても詞ハ今ハ旧のまゝハアヲウマと唱ハ例くかくて

ちゝ白馬とかゝるまの書ハ見えたる始ハ日本紀畧村上天皇の天暦元年正月七日癸巳白
馬宴とかゝるを始るそ次〜皆白馬とかきそ家〜の記ども延喜より
後のものハ皆白馬とかく青馬とかゝハをもかくあるまの書ども
年中行事秘抄ハ正月七日白馬事十節記云馬性以白為本天有白龍地有白馬
是日見白馬即年中邪氣遠去不来ものいつる方の説ハさ〜ハ據なくものなるべ〜〜
○按ずるに此下ものいと委〜そまでものめどりまつりそもハ大ことの説をもかくべ〜とて今ハ畧きつ
さて本日の式ハ弘仁内裏式ハ左右馬寮引青馬入自延明門云々度殿庭近衛分配
前後毎七匹前後寮官人分陣云々出自延秋門訖儀式ハ左右馬寮牽青馬入自延
政門云々其行列也左近衛左右各五人前行左右馬寮頭次之青馬七匹在中次
之左右寮允左右各一人次之青馬七匹在中次之左右寮助左右各一人次之右近衛左右各五人次之江家次第ハ
馬七匹在中次之左右寮屬左右各一人次之青馬七匹在中次
左右馬頭度次白馬七匹次左右允次白馬七匹次左右助
次右白馬陣度畢次白馬經殿上前每名門明義門仙華門度御前
自瀧口出ものどもまつりそもものもを考へく共ものもまつりそれ様をもかくべ〜

だいめいかくきのまつり

北八丁 拾和名抄云鏡臺弁色立成云加々美
ウ 加々此和名あるまでものもよう音ハいひ
なまつりそもハ今も紙いつり又云嚴器俗用唐櫛匣三字加良玖師久 訳 鏡臺ハ
みうけものもちろんこそ家ハ類聚雜要抄ハ見しまつりかくくげハ櫛を入る匣くゆ國も同ものも
小見ゆ唐とかもいへるハ瓶の庫あるさまをいへること古ものくげものどいへるハ鏡ものき節ものり
ものハいへること共後ハものもまつりそ歟れる物のどもまつりそ様ものもまつりそ造まつるをとり

ヨルベク度くしげとハいふるなるべし 掻上の笥ハ髪を掻上る具をいふなるべし
これもまた雑要抄ニ図まてその納る物を記せるニ懸子ニ櫛掃耳決在折立身納三寸八分丸鏡笥一合在鏡在折立ニとあるとなり抑たかくしげハ
いまだ物も大ク同じさ侍ふ見てさるハいかなる由まろあんなる事ニ成てきぬハ
元服の儀式などのもてなしと掻上笥ハさどころハ見てさまバ恒ニ用ある櫛笥ニやあん
或説ニ此笥ハ婦人の用るものなく主とハ解梳を収る物なるべしといふなるもやはりとむ
雅亮装束抄ニ髮上のみづ〜中ニ条ニ此物の見えるハ事ニ元服ニハ
うつふ掻上ニ物を用ゐるなるや抵江入楚ニ
注して後宮の具ハ〜〜〜事とのみあるべし〜〜〜

ぐるゝハ俗をふキノドクナといふ心なりてこゝハ愛の餘りて立さるゝさまぐくふるゝ
ぐるゝといふさまなり物ていへるなり憂き世をゑんあつりあとあるゝ未拾遺の事なり

○紅葉賀巻餘釋

朱雀院

一丁オ

河 朱雀院ハ三條朱雀也是後院なり古今集にも朱雀院とあるこれ
宇多院の御事也脱屣の後ハ此院ハ御住あるゆゑ 箋 代々のおりゐれ
御門朱雀院ハ於そ〳〵まつりを兼平の御門を朱雀院と申なりてよう歌あれなり
兼平の御門を延喜よりの後の事なるゆゑハ此紀なれ時分をぞ〳〵ゆゑ也

釈 拾芥抄云朱雀院累代後院或號四條後院三條北朱雀西四町四條北西坊城東
とあり此抄ゆゑ朱雀院とやなる〳〵御門ハ桐壺帝の御子れ帝の後ハおりゐさせのひてこの
後院ハ御住まゝふよりてやもゝ今ゝハ別ゝ〳〵ゆゑ混ふべ〳〵もいつれこの事ハ
仙洞とあゝせ給ひて後院ハおもゝまをバもらやもゝ朱雀ハゝ〳〵院の号なり

河 細 眠 蔡邕云天子車駕所至見令長三老官屬親臨軒作樂賜以食帛民爵有級
或賜田租故謂之幸 晉灼曰民臣被其德以為僥倖也 顔師古云幸者可慶
幸也故福喜之事皆称為幸 餘 蔡邕云ハ獨斷の條ゝ晉灼曰ハ漢書高帝紀注ふ〳〵
釈 天子の行ゝ所ハ幸福あゝ〳〵ゆゑ行幸といゝ〳〵なり 河 朱雀院行幸之先例
延喜十六年三月七日辛酉行幸朱雀院有法皇五十賀 同年八月廿八日行幸
同院詩題高風送秋韻 康保二年十月廿三日行幸同院題飛葉共舟輕 花 この朱雀院の
行幸ハ宇多御門の御賀なるゆゑ延喜十六年三月七日ゝ〳〵發願の御門ハ
御時朱雀院とやハ寛平法皇の御事なゝ〳〵ゆゑこの御賀ハ三月の事なるゆゑ十月の
ゆゑ御門ハ延喜十六年三月の事なる

拾ひて後かくまことさせる事なく 新 宮なみ天皇のことくそなる
例のかくかくいづまれたる笑いの所れ浄時うくもあるん

まつ波

日 餘 万葉澤
とゝる書

よ楽詠一巻ありそれよりそうさるハ輪臺新樂管絃時連吹青海波此曲昔者平調楽也
而兼和天皇御時此朝依勅被遷盤渉調曲舞者大納言良峯安世卿作樂者和迩
部大田麻呂作詠者小野篁作也とあり 新 三位の人舞よ立てるくの古くも作りしら
考ふべし此時よりなホハ後一條院治安三年十月十三日道長公のうん倫子の六十賀の時
經道々の右兵衛督陵王まくまくまくま

やうのひろたを云且まくらに儲后のまくらとをかたのうつ　釈右の説ども いづれも釈得
らまくらとをかたえび先ぶくやくれうさんうくとある下の沼よ左右の樂れうけめとうつ
まひくかくんのとよくまくるやくにいくまてるハさることれやくるれど既すまもいくしあく
舞楽の盛なるに代よあひのくるやんとなれ沼ハ庵右ハる素といふぐうれ
まをかのくぬやくやんみべきくまくまし知あくるぐ沼ぬとつくとさくふこれるうれ沼むぐ拍
きくけたあさ注といめべ〜 新釋の説ぎ沼ハ沼〜ハ釋あるやくあれど釋同ぐ新なれで論ふ
及ぐとふかくにさる故事あくの伝くとうてあ朝のあるれきたくを〜をきりてよくくへしあくるぐ
大くあくのくらぐりしまあくなりくしまよくれされバくくの沼をあげしく考べし

かいゝ沼

四丁 ウ 孟 垣代也警固也垣よくくこ此内あく裝束をあるくく 拾 今案孟津
の説おいつくあ〜やくて下に本くれ釋あのくげよ四千人のかいくろ
いひまくぐで次くて きるおのるどもよあひくる松風まくとのみむおろくと笑てはまひくく
河海云也おくての留譜云くく寄花云くく 些侃のごくちくぶ樂人をすべて垣代といふれ日本
紀 立歌場衆 歌場此云宇多我岐 續日本紀云天平六年二月癸巳朔天皇御朱雀門覧歌垣
男女二百四十餘人五品已上有風流者皆交雑其中云々 又稱德天皇由義宮ゝて歌垣
をきけ沼ぐくるくくも記きり行列きくくるるぐ垣のごくく
なるまくぐ今垣といふれ今垣代といくくまあるべしくく

いくてく

日 河 右族也華族也又云右職

孟 有職の人八諸藝おあて人体よいくくるまでのくく 餘 荷田在滿云有職とかくくる文字ゑも
あくくゆゆ〜有識をいふまや雅望云右職の字なるべ〜 前漢文王傳よ選郡縣小吏
開敏有材者 親自鎊厲遣詣京師受業博士數歲皆成就還帰為右職 注師古曰郡
中高職也 釈 沼沼の説雅望集沼ぬ沼ハ沼〜ハ沼ぬ沼ぬ沼ぬ

鬼やらひといふ追の字或やらふとよむべし儺の字をもおふやらひと訓ず始自禁中迄于何家行也 餘 こゝは慶雲元年せゝは慶雲三年丙午のゆゝしく 新 追儺をなやらふことよむやらふは追てゝ也又鬼やらひともいふこは十二月除夜に大舎人寮方相を作りむ熊皮に黄金の四目をつけ朱衣を着て鬼の形をなし楯戈を持て鬼の形をなしさて此方相先儺声をあげて戈を以て楯を叩く辟除されをうけて呼つゝ方相を追て御前及び諸司諸衛を追ふ殿上人出衛の内侍ゝ桑弓蓬矢にて方相を射ゝさて内裏の四方を追ふ末には格子を放ちゝふゝあしし白木燈臺を衝あゞ桃弓なども〻拍子を打ゝし なゝとゝるちゝ出ゝて屋ゝごゝちゝるなゝゝゝ思て追儺の事故まふんて明らけし

釈 河海抄に八ゝ年ゝ故事を引まつれどさゝも用ゝるゝゝねば今は略きつゝ記て八蕃の習俗とゝゝ周の世よりとて始ゝ宮廷に八ゝ家の故八江家次第の文を採ゝゝ因ゝ桑弓桑に八ゝ桃弧棘矢ゝあゝ八文選に桃弧棘矢ゝあゝ本文なゝ私ゝゝゝ委ゝ八ゝ出ゝゝゝ

あぐてゝ紀はらび 十三丁 陀 うたゝ拍子 オ

まゝあるゝ中ふよゝとおゝんをうゝ如させゝひて大ゝゝゝこゝ法ゝゝてゝゝゝいゝゝゝ

の浄料ゆゑこれを天皇の御ふあるべきをうけ給はるを後撰集よ二条后の所望ありて新勅撰に白き大うちき給はりとよみ侍りしバ大袿衣てゆゑもなくよろこばれあんさう

で今保氏のうちきもぐさとなるハ大袿ゑてゆゑなしといふべきか

さうて

二十丁 方 [花] 箏秦声也世謂蒙恬為之絃有十三象十二月其一以象潤也自一至五大絃と云自六至十中絃と云斗為中を細緒と云中のをを絃ハ中也平調の附ハ二七為宮ゆゑ中の絃ハ雙調よりもぶるをいふく [美] 中のをを絃ハ中の絃よりもぶるをいふ [細] 箏の十三絃のうち斗為中此三の絃細絃なり中の絃よりも細絃なり中のこゑなりとをとをといふくすやうて此抱絃よりて [箋] 箏ハ大絃四筋中絃四筋細絃四筋合て十二筋此外ゆゑ中の絃一筋きえて細く十三絃中の細絃と云ハ両抄の説おなじ人の見聞ゆゑ幼少ある後中のおとりとりと云此義ハ同じ

釈 本居翁曰箏ゆゑ村田光庸とゆゑ

ゆゑ次の文ゆゑ云さて為の絃よりも中の絃ハいよ〳〵細く又調ゆゑも壓渉調の附なゆゑ中の緒ハ神仙調ゆゑ〳〵いよ〳〵高く中の絃ハいよ〳〵絶やなるべきゆゑ中をとを

ぶ〳〵て為の絃をきれやすく〳〵といふハいつゆゑ〳〵二七為ハ宮なるゆゑ

調子〳〵の主となりて何きの曲ゆゑも此三絃ハ皆の絃より八格別よ深く来ゆゑ

かゆゑ〳〵ぶゆゑ平調の附と二七為宮ゆゑ〳〵とあるもゆゑ〳〵ぬ〳〵ゆゑ

ゆゑ [方] 平調より絃のせまゆゑ〳〵ゆゑ八呂一越性調ゆゑ又こゑ律平調ゆゑ〳〵ゆゑ成平調ゆゑ

ゆゑ〳〵ゆゑなるべ〳〵なゆゑ〳〵ゆゑ八拍一越調の楽ゆゑ平調の位ゆゑ呂のゆゑ〳〵ゆゑ

ちうて

平調よりおりて

[同] 細 中の絃ハ中せまゆゑ〳〵ゆゑ

ゆゑ〳〵ゆゑ八通法平調よりかゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ又平調よりかゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵

是ものつくり問云為の絃より中の絃かそく且調子も整渋調の如なれば神仙調ゆあり平調の曲あまたは下無調まありく言ふまバ為の絃より八中の絃絶やまとうるべき乱答云さるよてく中の字を中のこゑとゝあるゝ中の字は弐とする説と同意にて非ありその乱若ゆ弁ぎるゝ〳〵二七為の絃宮ゆして主よあるく字く渋ゆくて是てつぎて八一五十の絃徴よあるうてこれまるゆくひく絃くまてその絃も文よ比すまたは渋くこもくはしく絃まバ中の絃よりゆゝして為の絃なること明らまを〳〵」廣道云諸抄の説いと半ばく〳〵〳〵〳〵

決くかくとはゆるもあく絃もゝゝまで平安絃の半ゆ蹴ゝまバ煩ゝ〳〵きを悔て絃渋を悉く記〳〵つこれが中よ八光庸よゆの人の論さ〳〵あゝゝくぐゆよ八ゆゝゝくく中の細絃とある中の字に説をつけく中のおゝゝゆ中はゝゝまゝゝるハゝふかゝふ強説あゝぐ〳〵上よ何ともいゝぐ〳〵てかくふと中のゝふゆゝくもあ〳〵ぐまゝゝ平調ふゝゝゝ

てはゝゝゝ

侍従樗の人ハ五〻そらびの衾文ハ直衣を給さうく見もるゝ仍てはうちぎの人といふ
一説云侍従装束を仕まるゝくゝゝゝ門の衾文ハ
みうちきのくといふゝく 花 藏人私記十三云御髻御髻事侍臣之間撰堪事之人供
無定例皆着當色袍 注 謂之御袿 深紫色絹也納藏人所 今案侍ゝ
きあるゝ人ハ紫のきぬ袿あり〻をさて袿候きるをうちきの人とハいふく 異 見花 みうちき
とハきぬのあり〻をいふ 注 亦拾遺抄 はうちきの人とハ白きゝぬをきるとく 風 やなぎ
ゝとあり又はさゝゝくめさもる衣文のくとゝ又はゝゝゝゝゝゝ
はめゝゝゝとゝるくゝゝゝ又ゝゝゝゝゝゝ

きうでをおるるまでまこいとかくる拙ハ彩もさだ坂上郎女 拾こゝまでハ万葉集四坂上郎女ノ歌ノ
指さしをるかも入こゝり黒髪二白髪交至者如是恋庭未相尓 鯨雅望考ニたまぐこゝる拙
をこゝてやひ作〜ゆといつるハ此引歌かゝるこゝ
作者ぐさてこゝりの下ゝまあれバとあ〜を原のこゝひて遠てて文のとゝこゝれるひまた
さゝるけバ人やこゝめんこゝとよゝせゝひゝ
こゝゝ又かゝる拙をこゝてこゝひ作〜ねゝ内作
めこゝりこゝ木のゝりけこゝこゝ和の和こゝ
てまこゝかゝる拙をこゝてこゝひ作〜ゆゝ内作ゝ
大あ〜きのゝを拙木の森とせんもつきるゝ引歌をこゝる
例ゝこゝゝ未を又ゝきこゝも文こゝるゝ

九八丁 河 いこゝ
オ なこゝ

ゆをこゝりてるをこゝや

哥ゝ不可及ゝ人ゝくもゝあゝこゝあゝこゝたゝ孟いゝこゝふゝ原ゝふゝ
こゝたゝこゝ箋人のこゝゝ下ゝる卑ハ限ゝる拙ゝ
原氏のゝあゝこゝゝ人ゝもゝ及ゝこゝれバ只原氏のゝ
ゝあゝべ〜ゝといふゝや 抵原氏のつゝ彩ゝくゝおゝ
〜こゝゝ原氏ゝこゝゝこゝりこゝるゝといふゝるゝを見ゝ作ゝこゝゝかゝりゝこゝるゝをゝこゝゝやゝこゝゝをゝりゝこゝ
潮師中ゝるゝて歌ゝんゝといゝこゝゝゝも変ゝゝゝ逝ゝ内ゝ
ゝ拙ゝふゝゝ新おゝひゝゝゝゝゝゝむゝゝゝゝゝゝ

作とりの分ばうこうのハ分ばかりなやまし　とまハ此ばかりなるを云ひて彼ものつまるやあらんとこそせんをいくかるおそひをせんようハかるいやしれかの喜ぶべてあり
ともそひをもぐさめやきんいふせんと分のつまるあそひをいふ合せて此分をうこうふこや
おろかしくいふるまあきらふ系を作ーとふ心ーしられ久世とあるこ分ばさを年中で修法ふ
引る拾遺集のとおりかくなり形るこうかとうかるものくさとも作り
こうこうこそハ低江入楚工流ーめくるこれ色ーなもの又内侍ら此分をこうこうふ分も低江のごとく
なるべー歌中ねを凡作りふあぐーくこうこさるハ中ねハ凡作りのごと様ーきくあるねぐもん
おろかるこそおろくへてこうこうふかりこの上文ふ「まこあれくいなぐさあよとおりひつまで
見まりきハぐりこうこうきとやといこうふよあつせくあるべー「すこーんづこうれとあるこ
ゐ山橋のごくくこあれるてくやこうわうあるを
こうこうづこあく作氏君のおぐきるこあるべー

人を

月 河 文君事 史記曰云云 司馬相如傳ヲ奉ラレタルド用ナケレバ今ハ省キツ 花 文君といひこん
なるの人も　この文君を定家卿の本ハ鄭列よあこうこん人もくやをこうかりけ
んとあり河海ハ両説を出されあぐこう鄭列ハ孟子ハ拘侯のこうこるまてうと泊きこれこうこうわ
作こうのおぐこうこうを作氏のこきこあふハ鄭列の女ハこうこあを楽天のぐーふハ作こるやこう
されども分の鄭列ハ女八十七八のあこみこうこう作氏肉侍のもけハこぐここる歎くすこぶこあぐで
こうぐこく作こるやこれふよりて君云ふハ文君こうこうこうわこくこひ作こうこのゆ名ハ卓文君
こうこうて司馬相如ふすここうこまて白頭吟とこうふ分侯作これこう相如これをこんてあこれと
こひこるこるやこ作肉侍のすけもこうこうて人のあてこあこるこうこうこうこうみあこふこうこうて拘侯の作老文

君をひこよあてくこうこここうこべー 新 花を云ふ此年定家卿の本ハ分ばかりなるを云ふ
又君ちぐといひこん芸ふくもとあこうこうて君云をかて争ども琵琶ともいひ他の作も見ゆ
こる年定家卿ハ老サよハかこうこう
琵琶行のこここおぐゆここ

の人なぐこうこうとみのあよ

ぬ二丁 細 作ハやぐて中将ともこうのあこ 釈 書入本ハ作氏
オ 分云ひぐこおこうこーげふあてあこおぐ作こと
いこうのこを云こうこうこつけのあこ細流非あこう中ねこもこうのあここハ下の「作人なあこうこうこあのこと
こうこうこれあこハ本「京こ」とこ作こを東ふ芸侯ハいこうここれハ中ねのあこめこ作あこうこあて
なこうこ京こもこれこうこうこおここうこ我こもこうこうこ作こうここここここ作ここここ作こ
見つけのこ我こもこうこうこ作文こここここここここここここここここここここここここここここここ
あこぐこ作氏君こ云こここここふねこ後ここげこあここここここここここここここここここここここ
おこここここあこここここここここここここここここここここここここここここここここここここ
ここここここ

ひさしけげ〻をバいとくさるとだに〻をバまろよりめくりて又のあ〻とふ事〻〻藤原清正朝〻〻
うゐ〻ゝ彼のこゝろもとゝ〻ゝれどもとて〻〻よせ〻ふあ〻ぐ〻を〻〻ゝさはゝをとひてよみるあるビ

おぶそ中ねのなかりしよりわハとくもとそでを

なくうゐきを

日 花 上畧頭昏三奉タリ 藤裏紫ハ中ハ夕ヲ方宰ハ中ねのあり〻ゝ原氏君の行ふとて非参議のかとあふとも紀ゝ人てふあるハよ

〻〻とのゝ〻り非参議〻ハ二位三位おぐの中ねをいふ也でゝよ夕方ハ八座よ昇を〻ゝ〻ゝ
なれバ花田氏あり〻をきゝふべきとといふ也〻〻ゝ中ねハ〻〻氏の帯をうすこあるあるねびの
ほとをふまゝ〻れ〻くとあり〻人〻注中ねハ〻〻氏二藍あるとバ〻〻ぶ法あり〻〻ゝ〻ゝ〻といへる
近代直衣の帯ふ下襲の色をめちふ禁ゝ人冬蘇芳 面白袙裏濃打袴 夏蘇芳 寒草 文生 四位
以下非参議人冬躑躅 面白袙裏濃打平絹夏二藍 穀 おゝ〻〻今〻も直衣をきるおゝの人ハな
〻〻のゝ〻を用のあり〻きぬ人ハ下ゞ〻ねのゝ〻を用べきゝ中あるをなり〻きゝ人のゝ下がさゝを
めちのゝハ略儀とゝ〻〻ゝ作り 袋 帯ハ直衣のきれを用る儀〻直衣ゆゝざる人もゝ下ゞ〻ねの
〻〻を用べきゝ中ゝも禁色非色の差ふ〻〻色のゝハ人〻ゞ早く出仕もる有ふ
陪君 源氏ゝ年ゝ〻れどもゝ〻〻ゝ〻〻〻

あるべくんさんバ右の説ども従さんう河海ヨリ筆てうて文ヨハ
七月のヨそのとゝとゝまるさるかもいつかゝ〜なる歟〜

おもひやるまくら

ウ 北七丁 河 伊勢物語二条の后はらぐ京のいとゝ申しなる時
氏邦ヨまゝでうひくるこの名づくさふ時ゝひくる杉さふ

たゝかやをゝ〜はのもゝくてゝハ非世の事もおりひいづ〜めとて物ヨハかゝ〜とやをひくんいで
おりひくんもゝびゝ〜 万 世俗ヨゝ〜ふんかゝすゝ業平も居ヨむゝ〜あひのひゝすを今日供
しゝて宮ひゝくヨそゝ 拾 中宮の行啓ヨハ風輦ヨめさるゝ事もあり又庇さゝのいとげ花に
業のゝみゆもあるあり供奉人ヨ彩衣も花ゝうゝくめそゝゝと付るあり

○花宴巻餘釋

南殿のはゝゝ桜宴

一丁 河 南殿櫻云々延喜御記ホも群列櫻樹東頭
オ あゞあり天徳ヨ焼〜〜〜るを康保元年十一月
ホ植ら〜すふりち枯る図二年四月ホ又植ら〜〜二月ヨ花宴あり両度之写一ハ重
明親王家樹一ハ西京ヨり移植〜〜〜〜後初〜焼亡ヨ毎度植ら〜〜ヨ也 湖 師拾芥抄云
南殿前庭櫻樹者本是梅也桓武天皇遷都之日所被植也而及天和年中枯失仍
仁明天皇被改植也云云 河 花宴事 延長四年二月十七日御記曰此日殿前櫻花
盛開仰召文人聊開花宴昨碁頑令召可候文人今日遣使召常陸大守貞真親王
左大臣〻〻〻有所煩不参申尅常陸大守親王参入同尅仰藏人立倚子東北庇
自北第二間敷菅圓座両三枚於北階南簀子敷為親王納言座櫻樹下鋪座西面
為文人座酉尅左衛門督藤原朝臣参即著倚子令召親王藤原朝臣等即参来侍
座仰令召文人即文章博士公紗朝臣民部大輔博文朝臣右中弁大江民部少輔
諸蔭侍内御書所大内記橘正臣以下文章生以上七人参入仙華門著樹下座侍
臣給紙筆仰令献題藤原公紗朝臣進昇殿藤原朝臣座前給之公紗書題目奏花芳
紅蹴珠仰又令上又書奏書之櫻繁春日斜仰以後所上為題又仰令探韻字右近
権少将実頼探韻奉上次親王以下就文臺探韻仰清平朝臣元方在衡維時尹甫
等探韻令就進中座于時内藏寮給酒肴中納言藤原朝臣参入仰令探題其後仰
召楽所管絃者四五人時〻奏音声以助謳吟及子尅終頭取文臺以公紗朝臣為
講師讀詩仰文人等近侍砌下令講其後管絃頻奏吟詠不止仰常陸大守親王弾

筆中納言藤原朝臣弾琴及丑刻給親王納言御衣文人給綿侍臣及衆所人等給疋絹寅二刻入内侍臣退出○度々花宴中ニ延長四年例探韻以下尤相似ヨリ○拾遺集天徳三年三月内裏ニ花宴をさせ給ひ九條右大臣さくらをこそ折ふ所〜なれどいかゝ〜ものをとてへん

釈 河海ニハ右の御ニ延喜十七年三月六日康保二年三月五日同二年二月廿一日の花宴は例ども也出されてこれまでこれ〜ハとて今ハ省きつ諸抄ハもらさずこゝに此抄ハ延長の例ニ近くまゆれば彼度の例をもとゝ挙ゝ也ハ要ゝ也

とて初度〜 箋 紫宸の花宴ハ御ちゝ〜あるよ〜あり所脱屐行あるまゝ〜々ゆゑ所左仗の名おゝ此宴を云きゝのゝ延長四年の例を引用も既脱

陣門代の事ハ年号あゝ仗ゝ左右衛門ハ

かれをかてゝ云合せてゝ考ゝ

細川青 枢 桐壺帝つを既脱の事ハ

てかの所ゝ花宴ハ

四年二月十七日清涼殿花宴詩題櫻繁春日斜此両度の例ハ

遊の事あり延喜の常寧殿花宴詩題櫻花延長

花宴も南殿の桜を所作ありて宴をハ清涼殿ニ

べきゝ〜 下畧 新 或説ニ此宴南殿の桜ハ宴ハ清涼殿ニ

つゝんとハ

ゝんで遊ゝべき況や村上の大内時南殿の宴ハ

さゝ且囲碁おどすゝ南殿ニ

ようハゝく又花の花宴曲水宴おゝ

も泥まゝ〜きゝべきゝ〜ゝ

とゝ〜ゝ〜ゝ〜ゝ〜ゝ

ゝ〜ゝ〜ゝ〜ゝ〜ゝ

ゝ〜ゝ〜ゝ〜ゝ〜ゝ

以此曲令傳習畢成康親王合于御笛儛於清涼殿前視之者無不感泣

折花花

日 [異] 同云大唐ホハ人の死ーする時あるいらーくホを作りて葬送の時これを奏もする此折花花も人の葬送より作りたるホこそ椙樹をひきそえれハ彼死人孫もーさそ云云

えやらび

三丁 [河] 或説云廣才の人雅楽を作よりて篠師も又ゝゝやーぐる歟云云今案此義ホ甘才 ム云宴の篠師を作もむるなどの人雅楽を不篠ハ子ロ遠処ホるを毎日ゝゝやーん

篠じのあると云歟 [異] 毎日遠処ホ有る歟各感ぜるそ篠頃中ゝ事もゆぬ御之又一ホ篠師も不ホ

やーぐと云ホあり篠師よをーへられてよむ物れいぐらゆる歟ハあるべうし 釈 宗祇が点じるハ

さゆうのホあもーよそそれど今ハきぐぶべうし

俗月抄のホハうゝゝもえうえやらびあり

うきよせた

六丁 拾 今案後撰恋二まうの題て御才 ふゝつゝうゝうれいげふ五ハ

まあまー抽を爰ずてもいつををうとをうどえまー中ねえれ

小夫君条ま部ーもどいつををうとを歌てう此世ふ花ぬゆもかゝん

ゆえうぐへたるもるそ

日 [花] きこえうぐへうるとうふ初を源氏の君ハ思ホ中ゆ

まぐきまとうゆ中て業ハ条をハとハぐとやとうみゆへるを源氏のハハそぐあゆきうてハなーゆふ

べまゆハとゆぐれども狩ホのやどうをたどうんゆどもそまぐれんゆれうしろゆきうぐきゆすてたりふ

なのりゆへハいへうなうゆうぐゆ・・ハいうゆくのゆれうすてあるとうふんを下のホまのべうりふけゆが系うゆ

ゆもうそゆけハ系のやどうをもとえうしゆふべきいをれこうぐうーくおゆとうゆくとうれ河ゆうを記

ぎけたるハ二条のホぐのやどうぐうーうるべきまを系けぐ系の明ゆたうへうーー云 釈 ホうゆと

ていホうくゆのいうれてゆうとうのふんを下の示ーゆべゆのべゆとうのふうことハいうぐき源なり此ゆハ水系抄うゆ

俗うをゆへうるを河海義などゆきうの説を改めゆえぐハを中花ゆ説のホうきをうり出ゆうるなり

本居先生の玉小櫛ホ注ぐもうぐ然ゆをゆうぐハいうぐいうんゆうれゆてゆもうへうも

あゆうぐうゆあう實ホ決説のゆーうゆもぐれゆてゆうゆうれハ今ハ法説をあげゆ

はくうのうへぐさね

九丁 [花] 今按桜のうへ

ウ かきなるふうきゆ

うゆのうへ記ゆを私ゆきすゆうゆうゆべーゆのうゆ流ゆをゆ記ーゆ月をいたーうるべーゆ花ゆきうへゆ不要是

一ゆ二ゆ流ゆとあうゆきゆ表紙ホなゆ記ハ写ーゆおゆれう [河] 清少納言枕草子ゆまゆうーゆ記ゆの

二ゆうゆれの前ゆゆうホうゆあれハあゆてゆあうて云

釈 桜のうへぐゆうーあうゆまれゆ表紙ホなきハうぐれゆうゆ

とてのへさせ弦へるけなり

十丁 ウ

雅集 万 六廿 朝なきホかと等登能倍 続日本紀 四 此天下 乎治賜比諸賜比源姜ハさうぐく

人のあゆとゆまいうぐうとくのへさうとゆ中ゆも同九からうすぐうまゆゆくくのへてゆ楽ゆとうゆ

づゆとくのへのつり 画合二ゆうゆうぬゆうゆもゆうゆもゆ歌の中ゆ記ゆうくゆうゆ

とくのへさせ弦へるを 釈 俗ホいゆゆゆゆゆゆゆのゆうゆ記ゆうくゆうゆ

うなる

十一丁 [異] 釘ゆうゆむゆを釘ゆゆも出ゆくゆぬゆもゆゆゆ上ゆまゆをゆをゆゆゆ出ゆへゆるゆ [細] ゆ

ウ ゆハ釘字ゆうゆむゆを公方の御用なゆホ出ゆへゆゆーて隠ゆめゆる者ゆゆゆホゆゆゆ

なゆどあゆゆゆめーゆーゆゆゆゆゆゆゆ

召殿上公卿預召立書別如例御賭物臣下賭 細 今年右大臣の踏哥に宴あり私の宴例考べしとあり源氏物語にも藤花の時分の事か

出べうとぞ〳〵とうの中将と 蓑 抽ぶ小弓を引る弦せ〳〵と藤の花の時分の事か

〇私ふ小弓を引て 竹 弦を張る 花 二番は射てぶ中て小弓あそびあるてそのの弦ふ藤の花をかけんせられ〳〵四融院御事ふ弦の花を

わる〳〵せるひて弓ひりたる山のそばにて入る〳〵紅あやく〳〵なる色〳〵宮ふまで〳〵

なる〳〵入有ハ山ばたをすぐよ立とまる〳〵ぶん師説弓の弦ハ中ゆてあるゆなるを右大臣の部ゆく

まるびせられ〳〵 釈 ならべて弓ハ弦ハ弦ハ藤花の宴を引れなるを〳〵ふ

うれぬもや幾開の説として弓をいる弦鈴ぞめやとあるも

こふ〳〵ぶ〳〵ひ〳〵ゆ〳〵たぐ右大臣の方ゆてあり弓ハ弦ハ

廿日 左大臣飛香舎 うつほの物語云宴中の十日ばかり ふぢ丹ハ云小方の花の笑し給 花 お

藤花下献 物事 紙

ゆ〳〵ゆ事ふたぐ〳〵へて右大臣の第ゆて宴花の宴あり又天暦三年四月十二宴飛香舎藤花宴ふ和哥

管絃等

あり

女みこたちなどぞ

十二丁 細 源と右大臣と仲ゆ〳〵ぬ方ついでぐ〳〵ふ弘徽殿

ウ

〳〵ゆ〳〵教洲あるこ仲門の方子〳〵ふ〳〵ぶ弘徽殿

ちれぐ〳〵ゆべてのやうゆいおぶ〳〵ぶまぎ〳〵と 弄月 玉 みこ〳〵ゆ〳〵ハ姫宮〳〵ふ〳〵ぶ〳〵ぶ

をを〳〵ふなれ右大臣の方ゆすめ〳〵ふ〳〵ぶ〳〵ぶ

ゆ〳〵ぶ 玉補 小樽ふ云〳〵あぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ

細流ふ源と右大臣と仲ゆ〳〵ぬ方云〳〵ぶ〳〵ぶ

〳〵ふ〳〵〳〵ふれ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ

みゆ〳〵ふ宮ふまぎ〳〵ぶ

藤の宴

同 河 飛香舎藤花宴有與 延喜二年三月

梅のかをれるかぎり

十三丁 河 かゝれぶ〳〵ぶ唐綺〳〵ぶ

オ

〳〵ゆ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ直衣

布袴事として例を多く挙られどさのみにて今ハ悉く省く本書をとゝめべし 花 六条院〳〵ぶ〳〵ぶ

かゝれぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ

妖物語ふ二月ハ〳〵ぶ〳〵ぶ

神にまかせてうゑたる

十四丁 花 栄花物語ふ枇杷殿 所子三条院后 道長の大郎食ふ女房の神にまかせ

オ

しくいぶられたるを八小野宮右大臣 実資公 ハ雅ぜられ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ

かゞめいのへる〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ

わるゆ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ

扇をとらせて

同 河 伊之加波乃

ウ

云〳〵源氏物語

細 〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ

られ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ

加茂社ふ〳〵ぶ〳〵ぶ 拾 細 催馬樂石川の高 云々 抄聞書石川ゆ

もてぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ

いとゝ石川〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ

及ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ

伊利斯沙禮斯也大狗連出自高藤溢士福貴王也嶋木高麗國伊理和須使主之後也

氏の名あゝきのめ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ

をあぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ

あぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ

いとゝうれしきもよるら

十五丁 花 草の原をふ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ

ウ

せうれ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ

〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵ぶ

○二、三十三終

○詞釈

ゐれてゐるのもくべをゐるのもくべをゐるのもくべを

[illegible]

文久のすゑめぐりあふ月　たかうぢ　撰道

源氏物語語釋二之巻

○若紫巻語釋

あづさゆみ

初丁オ　雅裏　深塵秘抄口伝集十　おとりごゝちふるゝ　ひくまゝ　ゆ　[illegible]

[illegible]

なつかしげなり

ほウ　釈　[illegible]

所さだめぬ

同　細　河海云ひろさ　[illegible]

ひぢをる

同　釈　此何　[illegible]

○語尺若紫

めやたて高光日の御子ぞやとうたてて日知とハいひしまてて知る小漢國にて王の德あるをバ聖人といふをもて日知ハ聖字を充てるなり持て後ハひじりとハ聖をいふことのごとあるもてぐもをもあハいくくあるもあてくもを充ら字をもるべしまてまく法師の德行至きるるも又聖字を借く聖人といふ〜〜ふつひに行德ある僧をいふ名のやくあれしあるべしさまでも僧ハ位あるものかねバいかくぐるもあるくるいもかくまぶくくきくいつぐ〜今世ハまれ〜持て乞丐僧をなほひじりといふなどをいふんくくあくくくきてくくあるひじりハ行德ある僧をいふなり

大とこ

二丁 餘 釈氏要覽曰僧史畧云即唐代宗大曆六年四月五日勅京城僧尼臨壇大德各置十人以為常式此帶臨壇而有大德二字以為始也增輝記云行滿德高曰大德

すりせもる

同 同 すりせのまる

拾 日本紀第二十四皇極紀云以水送飯うつ水ハ物乞ふをすりてといふなり

ひろ

四丁 同 寛ひろきさま〜地窄虛空寛白氏文集野茅

餘 ぬぐひのうつハあてるなり

才 形の大小のあのあひだにあ〜ぬ物〜波のうち

嵐 私云海の面ハ物〜ひろ〜ぬ物〜海の面ハ物〜ひろ〜ぬ物〜

拾 ぬぐひうふ寛大のひとハ

いくくあるさくあるハ海のこのうちにあるものこのうちにあるものこのうちにあるもの

例の暗記の語をぞ〜〜やさて云ハぐ麦ちる
てふいひて俗よイヂメルといふよくあさまり
かぎりあるたやのようにもとふとも人をんなを
拾遺の中ふ後ちうといふ語あまさ行りてもて同〜河て俗ふオクレサスルといふさて

あさちろ

十七丁 河 ウ

あさ〜〜ぞめれあさ〜〜の衣あさちろにとあめる分にとりふ浅の一字をあさちと清う
のぐ〜〜そんさる詞ふり万葉ふ第十二ふ紅のうすてめ夜あさちろ
ふ又あ〜〜ぞめれあさ〜〜の衣あさちろにとあめる分にとりふ浅の一字をあさちと清う
釈 此拾遺の俗ぶぐ〜〜但万葉の分も暑解ふあさ〜〜ちろにとあめるよろ〜〜ちろもら
形容辞あぐ〜〜さハいさ〜〜異なり

ちゝくみふ

十九丁 拾 オ

俗撰志四いう人の歌中れ法水とる
うふさ〜〜くむ物をあらぐ物ものきり
かげろの日記よ人のあれまへちろにいぐ〜〜八月十四歌月の新ろつ〜〜るを世どもとるぐ〜ふ
れ〜ぐ〜ふそそてゆ〜人あり月あるようもちろくのおそときくものべふさ〜〜くむぐ〜ろ
ゆる月ろげ 玉 拾きてよ云〜此詞於日記の分によるまバ俗といそぐでもさ〜〜くむといへハ俗の
さ〜〜くむ〜〜物きバ〜〜の分も神二句さ〜〜くむ俗よ神あ〜〜〜〜ろあて源氏夕の分れ四の句
のく〜〜さて下句いふをに引ようすある分ハ分もさるぐぬといふ〜〜ろ 餘 真淵云後撰の
分も日ふ俗さ〜〜含むく〜〜氷をくもよいひよせて物ものいひ物日記よさ〜〜くむ〜〜ろ月
月新とあるもあるみてとるぐ〜〜ろ月のく〜〜ぐちに見ゆるとおるぐ〜〜くあふよせていへう
さ〜〜のもくれ〜〜をとりて氷よ者さ〜〜ろさまでも俗のかもさ〜〜含を略せうとんも
ぬてさ〜〜てあ俗もさ〜〜あ〜〜ろさ〜〜つけあどいよ時ち〜〜ぐちあるさあきバあをぐちふ
ふさろ形るさふいよあろ〜〜ろ今のも俗俗のさ俗ぬとさ〜〜ろ中ふ神あ〜〜ほ〜〜ようぬ〜〜ろと

おくるて

十丁 河 オ

新 れ〜〜ぐ〜〜ぐ古今 釈 こみ

おく〜〜ろもへ云く
おく〜〜ろもんやハと出る語くく

ぬ世此さ〜〜ろ〜〜の分を同ぶの分ぐ〜〜ぐ〜〜ハ〜〜ろ〜〜ハ〜〜ろ〜〜ハ〜〜ろ

行くはくの法くくもあくん 釈 なげハ無氣のさまにて俗ヨナサウナくいふ云ものさて
るの無氣なハ物の真ハ無氣なる様いふくゆめのくもとあびたげの花ハ花なハとよめ
るも著なハ無氣なる花の後ハくいるふてこれも同じさまう
ゆくくたりくぞ来ハつくびざ身のいきくかくれるのくたり

よるのまくぬ

ガ九丁 釈 ゆゆしき世
ウ ゆゆハ

いまぞくんも学もまくぬくいふきくすぐてめぐくしき年くう
くくいるすいみぐきるふいひちくひて皆甚しぎ云ものう
よくあるなぐ云よ。ゆて上ふよ
夏ゆくいるをいふ河ちう

よくぐみ

甲二丁 釈 ぐみハ形
ウ 容姿くよ。ハ

こゆるぎまろ

一丁 河
オ 新

くくぬくくくくよ著上姫ゆゆよめるぬぐくよ
今ぐくくゆーき姫ゆ波学麻ゆの麻を添くる旋ゆくるゆ時くくうずゆもくくぐてふ河くゆゆされど
うまくき任ふまくくくくよ著上姫ゆゆよめるぬぐくよ
形見ゆよ不密事の嶋ゆくもくゆ事くくくゆ古今集
松事ゆふくくゆ事ゆくの法ゆくれぐ 湖師 ク釈 ゆの法ゆくくくくゆ法ゆくくくくゆ
釈 新の法ゆくくくゆ法ゆ不密事の嶋ゆくくくゆ
あくぐーゆハ海ぐくゆもくゆぐくーゆきくゆ法ゆ月師法ゆくくーゆ法ゆくぐ

同 玉補 俗ふ乳形ゆあくくいふくくの河く 釈 ぐゆハ形ゆの結ゆて乳をくくくくゆくくゆ
さて乳ゆくくゆくくくくゆ河ハ体云ゆて次のくくゆくくくゆ
ハゆくくけぬくゆくくゆのくゆくゆ形ゆくくくくくくくゆ
とくくゆくくゆくくゆくくゆ四句一對の文法くくくくゆ

けーぢゆみ

よハ源氏ゆくくくくゆくくくくゆくくくくゆくくくくゆ
くくゆくくゆくくくくゆくくくくゆくくくくゆくくくくゆ
ゆく

オソレオホイ[illegible]

[illegible]

拾 和名抄云篇云云北斗の半紙但かくるもの吹のふべき物もあるべしの条を[illegible]

[illegible]

釈 [illegible]

へてかくいそれ
つんつぶの〜

さまのあ〜かんなぐさく

九丁 湖 わづんなぐ〜も芳のさまも知るもあれ[illegible]
ウ むべきとく 釈 この[illegible]

[illegible]

よばたびんやまーう

十一丁 湖 世人の[illegible]
ウ 世をもちゐる[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

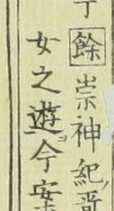

廿九丁 餘 崇神紀哥比賣那素寐公望私記曰言不知殺逆之謀為兒
ウ 女之遊今案比々奈遊也 釈日本紀 かくあれひびなの俗語とも思ひ

けざやか

八丁 オ 拾 河清 万ず 多枝 万葉 氣清 新 此流ハ氣解のことあるをこゝにハ氣解の人めにしるもそ

きこふとる或流ふ清を万葉ふけきやかとよみ〜やうふいへるハ俗のそらゝ清字をさやかとハ古まふよみ

られど上ふけの清をそへるまなり〜はけ。なれ。きれゆなれど分ていへるきふ行るゞ 釈 氣解ハ牧

いへゞ氣清のこゝ此俗の和よきこと 譯 サッパリ。ハツキリ。

リッハ。けざやぐと活ッ〜ともいへり同きこと

雅集 帝朱雀おもてのうしろ[illegible]あげてくゝのそくべあり 此ちかき花ゝ[illegible]二ゝ人[illegible]とて

らひ立くさまうたるゝ[illegible]ふゝ[illegible]河へいと家ゝるふ枝花 立さまもしつくらひさわくきあのおもて

雅集ふおれ引られすゝ〜人の美ゝるもあれ今ゝ[illegible]ものいそでつゝ[illegible]

こゝもはれ上の後半をはゞ〜おきてひゝゝ[illegible]

ゝふさまゝそゝめくゝふ同俗あゞゝ〜ゝ美ゝ[illegible]

十丁 ウ 嵬 ゆゝまゝそゝそくゝうつゝ[illegible]

をきなゝ人[illegible]あそぶ伝あり

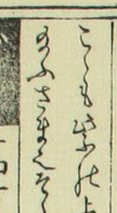

げふ

十四丁 ウ 河 孟 咒咀 のろゝ[illegible] 拾 今桜日本紀ふ四の字かゝ[illegible]咀ハとゝふと後でうけゝと

よめる事なゝ〜此の字祈の字をうけゝとあり

日本紀古事記のゝこゝ義ふつゞて祈ゝをいふゝのゝふゝのゝふゝのゝふゝ 釈 此俗本ハ紀記

のゝこゝなゝ〜ゝ[illegible]ゝのこゝふゝのゝふゝのゝふゝ[illegible]

ゝふゝふゝふ

ひとまよ

オ 十五丁 拾 日本紀ニ間の字をひまといふは北陸道の俗語なり

餘 朝云北方もやはり人間トシテ世の中 釈 玲本氏の説よろ〳〵人間のさま譯人ノ見又マ

ウ そ〳〵きのつくるハ人のおもてもえ

いでたていひふくて付るん扇をとあり扇をとけてよべ〳〵ふもおめがん

のおもやはあるん谷川士清云列子注ニ疑心生間鬼とあり正法念経ニ間羅獄卒

非實有情以衆生妄業力故見之とあり

扇ぎるニハ林希逸ガ注文なり

といふる河伯ハ人をば北海ニ〳〵ふあをせて知べ〳〵 餘 本屋の書ニ冊なる者も見をこと

人ニ見ひとけなるべ〳〵ぬ。いふ事結ておちくい〳〵ぬ。なるハ沙石集三老ひをそ

ぬ。ぬ。そ〳〵ちて 釈 古今序のそのハ列ニ偏あり條摘ニ引るくあるとハ同さを意ハ形むの

責るもまもはいそべ〳〵てひがめ申べて後あ〳〵いふやうあること俗ニウネルゴネルハ

いふ西〳〵こも源氏春ニ對てまひの女ぐられ人のあるかちち

よ申て事〳〵〳〵ハ恨むをぬ。〳〵。〳〵。や敢答ニ〳〵ふ

の一ハ此名ハてこの人ハよろづ見ハ

る〳〵きをいふ事とハあるつ〳〵 餘 古事記ニ表訓と書日本紀ニ手古

ハ人〳〵ぬ。ぬ。えのつきて後からやうの俗語をあふひるく記記ニ俗語ニあるれる後ち

ぬ。ぬ。ぬ。

釈 此詞いづくにかまさりたるとはいはんにいづくにかまさりたるとはいはんにいづくにかまさりたるとはいはんにい

ふきまどう

弱のすきめざりそり 雅譯 賞翫セヌ弱もすきめざかるくもあ〜又くふ
只すてられくるまをすきめられくるくふ後ふ拾じくるたり

十四下 拾 河不祥日本紀○今按日本紀ハ不祥をさがちゝ〜くふよめくふさゝ〜くびくよめくまを
オ なゝ〜ふさゝ〜〜〜